

11月は「計量強調月間」です

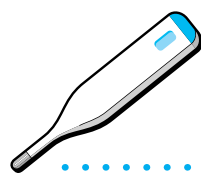
～家庭用計量器定期検査のお知らせ～

現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、経済産業省では11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」とし、計量法の適切な実施と計量思想の更なる普及啓発に努めています。成田市では、「計量強調月間」事業の一環として、「家庭用計量器無料検査」を実施いたします。

日時：11月26日(金) 午前10時30分～午後3時
(正午～午後1時を除く。)

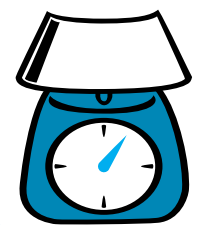
場所：成田市保健福祉館 会議室3

検査できるもの



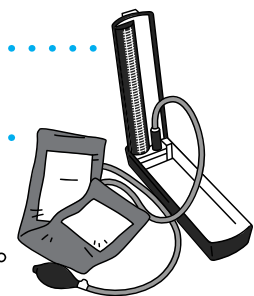
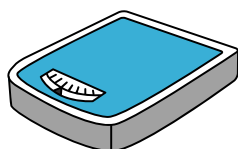
ご家庭にあるキッチンスケール、ヘルスマーター、体温計(耳で測るものを除く)、血圧計(指、手首で測るもの、設置式のものを除く)

手数料：無料



※計量器の修理は行いませんので、ご了承ください。
※取引や証明用に使用している計量器は、対象外です。

共催：成田市、千葉県(千葉県計量検定所)、千葉県計量協会
くわしくは、成田市役所商工課(☎ 20-1622)へ



消費生活

No. 94

平成22年10月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◎ 「電子マネー」の基礎知識

◎ 11月は「計量強調月間」です
～家庭用計量器無料検査のお知らせ～



発電のしぐみにびっくり!

ソーラーカート、
運転できるかな?

「親子電気教室」 開催しました

電気のゲームに挑戦中!



夏休み恒例の「親子で学ぶ消費者講座」を開催しました。「電気について学ぼう」をテーマに、千葉県富津市にある東京電力富津火力発電所と併設の新エネルギーパークを見学しました。

太陽光の力で動くソーラーカートや、実験コーナーなど、「電気」を体験しながら楽しく学習して、みんなの夏休みの自由研究にも役立ったかな?

「電子マネー」の基礎知識

駅やコンビニエンスストアなどで手軽に支払いができる「電子マネー」は、近年急速に広まり、その利便性から発行枚数は2010年4月に1億3,000枚を超えています。

しかし、しくみを理解していなかったり、電子マネーのカードを紛失したりして、思わぬトラブルにあうケースが報告されています。

そこで、今号では電子マネーの種類や注意点などについて紹介しますので、特徴をよく知ってかしこく利用しましょう。

電子マネーの種類



前払式(プリペイド)

あらかじめ現金でチャージ(入金)または購入しておくタイプで、おもに「IC型」と「サーバー型」の2種類があります。

一般的には利用限度額が2~5万円程度の少額に設定されていることが多く、残金が少なくなるたびにチャージまたは購入する必要があるため、高額な買い物には向きません。

IC型
サーバー型

ICチップが内蔵されたカードや携帯電話にチャージ(入金)して使うタイプです。繰り返し利用することができます。

- ◆おもな電子マネーと発行会社
 - ・nanaco (セブン&アイ・ホールディングス)
 - ・Suica (JR東日本)
 - ・PASMO (パスモ) など



コンビニエンスストアなどの店頭で購入することができます。「ID番号」が書かれた券が発行され、その番号をネットショッピングなどのサイトで入力すると、利用金額が差し引かれるしくみです。

- ◆おもな電子マネーと発行会社
 - ・ちょコム (NTTコミュニケーションズ)
 - ・BitCash (ビットキャッシュ) など

後払式(ポストペイ)

買い物する前にチャージする必要がなく、後日クレジットカードの請求額に含めて支払われます。そのため、利用するためには、支払いに使うクレジットカードの登録が必要になります。

ただし、チャージする手間が省ける一方で、知らないうちにクレジットカードの限度額まで使いすぎてしまう恐れもあります。

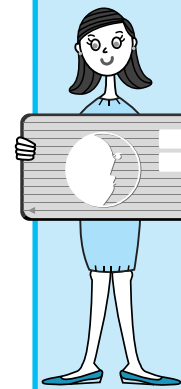
IC型

- ◆おもな電子マネーと発行会社
 - ・QUICpay (ジーシービー)
 - ・iD (NTTドコモ) など

電子マネーのおもなメリット・デメリット

【メリット】

- ・買い物のときにお金を持たなくてもよい。
- ・情報が入ったICカードなどを専用の機械にかざすだけで、簡単に支払いを済ませることができる。
- ・電子マネーで支払うとポイントが付いてお得なものもある。



【デメリット】

- ・複雑な契約関係や電子情報のやり取りを行うため、トラブルが発生した場合には解決に時間を要することがある。
- ・各社の電子マネーに互換性がなく、1つの電子マネーですべての支払いを済ませることはできない。

紛失・盗難のときは

【前払式(プリペイド)】

入会時に氏名、電話番号などを登録する「記名式」と、登録しない「無記名式」とで異なります。

◆無記名式の場合

基本的に補償されません。これは第三者に使用されても、発行会社は本人確認ができないためです。なお、サーバー型電子マネーも同様です。

◆記名式の場合

利用停止が可能です。発行会社に紛失の届出が必要です。届出から利用停止まで数日かかる場合もあるので、早急に申し出ましょう。



【後払式(ポストペイ)】

届出日からさかのぼって一定期間分の補償を受けることができます。万が一不正利用があった場合には、届出は登録したクレジットカードの発行会社に行います。

【電子マネーに関する法整備】

2009年6月に「資金決済に関する法律」(資金決済法)が成立、2010年4月1日より施行されました(金融庁)。これにより、おもに次の2点が定められ、前払式電子マネーは商品券やプリペイドカードとともに規制を受けることになりました。

- ・一定の基準を満たす発行業者には、金融庁への届出や登録が義務付けられました。
- ・届出・登録した業者は、破綻時の利用者保護のため発行額の2分の1を常に供託しなければなりません。

◆資金決済法については、金融庁のホームページ(URL: <http://www.fsa.go.jp/>)をご覧ください。